

■資格取得申請手続きの流れ

・退職前までに行なうこと

①退職後の健康保険について比較検討

- ・ご家族の健康保険(被扶養者)への加入可否
- ・国民健康保険料額と退職後の当組合の保険料額の比較 等

退職日

・退職後に行なうこと

②在職時の被保険者証を会社へ返納

- ・会社は当組合に退職手続き
(資格喪失届に被保険者証等※を添付して提出)
※被保険者証の他に高齢受給者証、限度額適用認定証、
特定疾病療養受療証が交付されていれば合わせて添付。

③「任意継続被保険者資格取得申請書」を当組合へ送付

④当組合から「被保険者証」・「初回分保険料納付書」 「保険料納付書(2回目以降分)」をご自宅へ発送

- ・会社からの退職手続き完了後、
新たに任意継続被保険者としての被保険者証が
発行できるようになります。

⑤初回保険料を納付期限までに「初回分保険料納付書」にて納付

【ご注意】

初回保険料を納付期限までに納付されなかった場合、資格取得日までさかのぼって取消となります。(任意継続被保険者ではなかったこととなりますので、被保険者証は最初から使用できなかったことになります。)

退職日の翌日以降にかかった医療費、健診費用、インフルエンザ補助金等の当組合負担分については全額返還していただきます。

保険料は必ず納付期限までに納付ください。

⑥初回手続き完了